

告 示

埼玉県告示第百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）オーケー川口芝店新築工事

埼玉県川口市大字芝字梅ヶ坪二百六十二街区二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

1 自動二輪車の出入り口が交差点に近いため、十分な視距が確保できるよう民地内の植樹は低木にすること。

2 来店経路について、別紙「来退店経路図（周辺）」に示した3箇所からの来店による交通渋滞が想定されるため、図示した箇所からの来店不可を示す誘導員の配置または案内看板の設置をすること。

二 縦覧期間

令和三年三月十九日から令和三年四月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター